

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葉山町条例第201号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和3年2月10日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

葉山町地域公共交通会議及び葉山町学校運営協議会の委員の報酬を定める必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年葉山町条例第201号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

総合計画審議会委員（特別委員を含む。）	日額 9,000円
---------------------	-----------

」を

「

総合計画審議会委員（特別委員を含む。）	日額 9,000円
地域公共交通会議委員	日額 9,000円

」に、

「

いじめ問題調査会委員	日額 15,000円
------------	------------

」を

「

いじめ問題調査会委員	日額 15,000円
学校運営協議会委員	日額 2,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

葉山町地域公共交通会議及び葉山町学校運営協議会の委員の報酬を定めることとした。

2 内 容

- (1) 葉山町地域公共交通会議の委員の報酬を日額 9,000 円とした。
- (2) 葉山町学校運営協議会の委員の報酬を日額 2,000 円とした。

3 施行期日

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号</p>	<p>葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 昭和31年10月6日条例第201号</p>																												
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>総合計画審議会委員（特別委員を含む。）</td> <td style="text-align: center;">日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td>地域公共交通会議委員</td> <td style="text-align: center;">日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>いじめ問題調査会委員</td> <td style="text-align: center;">日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td>学校運営協議会委員</td> <td style="text-align: center;">日額 2,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	（略）		総合計画審議会委員（特別委員を含む。）	日額 9,000円	地域公共交通会議委員	日額 9,000円	（略）		いじめ問題調査会委員	日額 15,000円	学校運営協議会委員	日額 2,000円	（略）		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>総合計画審議会委員（特別委員を含む。）</td> <td style="text-align: center;">日額 9,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>いじめ問題調査会委員</td> <td style="text-align: center;">日額 15,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬額	（略）		総合計画審議会委員（特別委員を含む。）	日額 9,000円	（略）		いじめ問題調査会委員	日額 15,000円	（略）	
区分	報酬額																												
（略）																													
総合計画審議会委員（特別委員を含む。）	日額 9,000円																												
地域公共交通会議委員	日額 9,000円																												
（略）																													
いじめ問題調査会委員	日額 15,000円																												
学校運営協議会委員	日額 2,000円																												
（略）																													
区分	報酬額																												
（略）																													
総合計画審議会委員（特別委員を含む。）	日額 9,000円																												
（略）																													
いじめ問題調査会委員	日額 15,000円																												
（略）																													
備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。	備考 日額9,000円又は日額15,000円を支給する委員で、町長が特に必要と認める大学教授、医師及び弁護士等については、日額23,000円とすることができる。																												